

## 第3回旭川市宿泊税使途検討協議会 会議録（要旨）

### 1 日 時

令和7年12月3日（水） 15:00～16:30

### 2 場 所

旭川市役所総合庁舎7階 大会議室A

### 3 出席者

#### (1) 参加者

14名（うち、オブザーバー2名）

別紙「出欠状況」のとおり

#### (2) 旭川市側出席者 7名

上田観光課長、大川観光課長補佐、木村観光課主査

飯森税制課長、佐藤税制課主幹、星野税制課主査、安藤税制課主査

### 4 傍聴者

1名（報道機関）

### 5 配布資料

・第3回 旭川市宿泊税使途検討協議会資料

### 6 会議の概要

#### (1) 開会

#### (2) 議事

##### ① 議事1「前回までの振り返りと使途の案についての総括」

・事務局から配布資料に基づき、説明を行った。

##### ② 議事2「宿泊税の使途に係る意見交換」

・事務局から配布資料に基づき説明を行い、それを踏まえ各参加者からは以下のような意見があった。

#### (参加者A)

・事務局案は団体で要望した事項が網羅されている内容と思う。観光以外、ビジネスでの宿泊者にはあさっぴ一割のような割引・クーポン事業の恩恵が届かないが、宿泊施設の整備による環境向上により還元が可能になると思う。

・現在、中国国内で日本への渡航自粛の動きがあるが、長引くことを懸念している。本市にお

いては特定の国・地域に偏ることなくプロモーションが行われてきたが、プロモーションについて効果を疑問視する意見もあった。しかし、中国からの来訪者がなくなった今、中国以外の国からの予約があることで影響は少なく済んでいる。道北エリアは注目されつつあり、新規の宿泊施設も増えてきている。各方面にアプローチをかけることは重要であり、今後も取り組む必要があると考える。

- ・宿泊税の制度をすべてのスタッフが完璧に理解することは難しいが、だからこそ勉強する機会が重要だと考えている。先進事例などを参考に学んでいるが、各事業者向けに教育の場があるとよい。
- ・東京では違法民泊の一斉摘発があったと聞いている。違法民泊からの取り逃しは不公平であることから、市と道でしっかり連携し排除してほしい。

(参加者B)

- ・従来の観光予算では取り組めなかったことに充てられるよう、裨益性を比較しながら何に取り組むべきか選んでほしい。今取り組んでいる事業の財源補填にならないよう注意いただきたい。
- ・宿泊税制度の周知については、紙媒体ではなくデジタルデータやテキスト版をいただきたい。ホテルで翻訳などの対応をすることになればその分コストがかかるので。

(参加者C)

- ・買物公園に人を呼び込む取組の一環として、Wi-Fiを整備してはどうか。

(参加者D)

- ・ビジネス目的での宿泊者にどのようにアプローチすればよいのか悩ましい。工事関係者の場合、朝早く出て帰ってきてご飯を食べて寝るだけの方に、宿泊税が毎日かかることを説明できるか。また、修学旅行は課税免除になるが、免除の対象とならないスポーツ少年団の方にご理解いただけるかなど、現状では不安である。わかりやすく説明できる仕組みを備えてほしい。

(参加者A)

- ・制度導入後の対応マニュアル(想定問答)の準備が必要と考えていることから、行政サイドからの協力もいただきたい。

(参加者E)

- ・本協議会において、様々な立場から様々な熱い意見が集まったと思う。これらを集約し事業化するのは大変だが、たとえば「なぜこのターゲットに対しこのようなアプローチが必要か」といった説明がきちんとできるようにすることが大事になると考える。

(参加者 F)

- ・観光以外の宿泊者は全体のどの程度いるのか？  
⇒ (宿泊事業者から) 中心部のビジネスホテルは9割くらいが観光だが、工事関係者などを主な客層にしている宿では長期滞在が8～9割程度というケースもあると思う。
- ・目的税ではなく、普通税として観光以外のことにも使えれば、ビジネス目的での滞在者への還元もしやすかったのかもしれない。みんなで考えて、よい形のもの構築できれば。
- ・現在は冬期の宿泊数が伸びてきており、この状態が続けばよいと考えている。引き続き、閑散期対策としてどのような取組が必要なのか、各所から意見を聴き取り組むべき。

(参加者 G)

- ・システム整備について補助制度を設けていたが、システムは運用する中で修正が必要となる場面があると思う。そういった面でも支援があるとよりよいのでは。
- ・二次交通については、利用者が迷わないようなわかりやすい仕組みづくりの構築が課題であるとする。また、夜の観光については滞在型観光につながるものであり、重要である。このことからイルミネーション事業に対する支援というのはよい案だと考えている。

(参加者 H)

- ・目的税としての使われ方については網羅されてきたように思う。あとは「どう調理してどう食べるか」の問題。ハード整備のために使うのは簡単だが、プロモーションのように時間をかけて取り組み、大きなリターンを得るような事業も必要。

(参加者 I)

- ・所属している商店街には、付近に大きなホテルや有名なラーメン店などがあって国内外から多くの人が通っている。以前、通りがかりに入店された方から残念だと思ったことを聴く機会があったが、Wi-Fi 環境の未整備とホテルのフロントの方が初歩的な英語でしか話せないことを挙げられていた。コンシェルジュとまではいかなくとも、名物は何か、どこのラーメンがおいしいのかといった、本市ならではの魅力についてコミュニケーションをとれる機会がないことに対し残念に思われていたようだった。

(参加者 J)

- ・用途の方向性である3つの柱に合致する事業であればよい。たとえば課税免除の対象とならない合宿での宿泊について、今は具体的ではないもののフォローする取組を考えているとのことであるが、必ずこのために資するという方向性をしっかり持っていることが重要である。
- ・人の採用に関することは観光業界だけではなく、あらゆる事業に関わってくる問題であり、これは観光スポーツ部で考えるべきことではないかと思う。観光以外の目的で安易に使われてしまえば、制度を導入した目的を見失ってしまいかねないのでそのようなことのないよう取り組んでいただきたい。

(参加者K)

- ・観光に直結するか否かを問わず、宿泊者への還元という観点が重要である。挙げられている使途の案は全て大切な取組であるが、どれを優先するのかということが第一で、それは納税者である宿泊者から厳しく採点される部分だと考える。
- ・本市の認知不足というのは常々業務の中で痛感しているところ。先日 Youtube の「スーツ旅行」チャンネルで本市が取り上げられたが、大変勉強になる内容であった。興味を持ってもらうためのプロモーションや、誘客促進・滞在日数の延伸、観光コンテンツの充実化は重要な取組であると考えている。
- ・制度の周知については協力させていただきたい。

(参加者L)

- ・英語圏、アジア圏からの来訪者に対する対応不足を課題と感じており、スタッフ教育に力を入れたい。翻訳アプリをダウンロードの上お越しになる方が多いが、プラスアルファのご案内をすることが満足度につながる。
- ・どのような取組を、中長期的計画で行うのか、単年度で行うのかといった判断が必要になってくると思う。ホテルの業態も様々で、事業者の足並みがそろっていないとはまだ言えない部分もある。これだけの事業に取り組んでいくのに時間が足りるだろうかと少し心配している。

(参加者M)

- ・これから取り組む事業についての具体的な検討に入られると思うが、旭川市と北海道で使途の棲み分けが双方にとってよりよい形になるとよい。
- ・広報物についても北海道でも制作しており、それらも活用することで効果的な周知につなげていただきたい。

(参加者N)

- ・改めて、多くの取り組むべき事柄があると感じた。優先順位付けが重要となってくる。二次交通の面でいえば、現在みずほ銀行やANA主導でMa a Sの取組が行われている。宿泊税だけを使って事業を興すのではなく、こういった取組とも連携することでより多くの効果が期待できると考えている。

(参加者O、参加者A)

- ・民泊の捕捉は可能なのか、宿泊税の対象施設であることがすぐわかる仕組みがあったほうがよいのではないかと。ホテル・旅館は厳格な法規制があるのに対し、民泊は届出するだけで簡単に開設できるもののように思う。現在、市では特別徴収義務者への登録書類等を郵送しているところだと思うが、無視している事業者もいるのではないかと。  
⇒(事務局)民泊については申し出がある施設において標識を掲示することが法的に定められている。

⇒（税制課）現在、特別徴収義務者として対象となる宿泊事業者に対し、経営申告書の提出を求めている。提出してこない事業者に対しては年明け以降にまた周知を行う予定であり、そうしなければいけないと定められている部分は強制的に市から指定していくことになる。ただ、違法民泊については届出が出ていないとなかなか把握できないという部分もあり、全国的にも近隣の方の通報で把握するケースが非常に多い。どのように把握していくかというのは、道と連携して考えていくなど、関係機関の協力を得ながら取り組んでいきたい。

⇒（道担当者）民泊新設の申し出があった場合、北海道では現地確認を行い法的な問題をクリアしているか確認している。

（参加者B）

・課税免除の対象とならないスポーツ少年団などに対する助成事業について、事業化するには議会の審議を経る必要があることから、4月1日からの制度スタートのタイミングでは助成の対象外になるケースが出てくると思う。遑って助成するなどの対応を取るのか。

⇒（事務局）ただ宿泊税分を単純に還元するというのでは、宿泊税を徴収する意味がなくなってしまう。どのような方を対象とし、何を目的にした事業なのか、また、対象者がおよそどれくらいの人数になるのかといったことを明確にした上で構築する必要がある。そのためには、宿泊事業者の皆さまからご意見を伺う必要があると考えていることから、この事業の構築については引き続きご協力をいただきたいと考えている。

（参加者A）

・市制施行100年事業の一環で、本市のプロモーション動画やホームページが作られた。出来が素晴らしくプロモーションに活用させてもらえないか市に打診したが、ランニングコストが捻出できずその動画をもう使うことができなくなっていた。今までにも、このようなことを繰り返してきたように思うが、市の単年度予算では限界があった事業やその成果物について、宿泊税を活用して中長期的に活用できる仕組みが構築されることに期待したい。

### ③ 議事3「今後の協議会のあり方について」

事務局から、本協議会で得られた意見を基に次年度の事業構築を市関連部局と協議しながら行うことや、実際に取り組んだことは書面または対面で報告する旨と、今後の事業構築について個別に相談する場合や、必要に応じて追加で意見をいただくため協議会を開催する可能性もあることから、その際には協力をお願いしたい旨の説明を行った。

### ④ 議事4「その他」

議事録の確認についてなど、事務連絡を事務局から行った。